

令和6年第4回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年4月24日（水）10時00分から10時22分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

9番 上池 如夫

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第9号 非農地証明願について

第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第11号 非農地証明願について

第6 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第8 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和6年第4回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、9番上池如夫委員の1名です。

出席委員は、9名中 8 名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、9番 上池如夫委員、10番酒井笑子委員ですが、上池委員が欠席のため1番原委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第8号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第8号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で申請理由は売買です。登記地目は田で、現況地目は田となっており、面積は134㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月5日に譲受人の立会いのもと、三谷委員と事務局吉田、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料14ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月5日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【三谷晴喜委員】

す。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第9号について担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第9号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第10号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料21ページをご覧ください。議案第10号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で申請理由は贈与です。登記地目は畑で、現況地目も畑となっており、面積は212㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月10日に譲受人の立会いのもと、酒井委員と事務局吉田、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料36ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、30ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月10日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第10号について担当委員より説明を求めます。10番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はすでに申請地の管理をしており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第10号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、議案第11号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料についてですが、37ページ以降につきましては、本日お配りしてある資料と差し替えをお願いします。申請書類に不足があったものや修正をしたものがありますのでご了承ください。37ページをご覧ください。議案第11号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で台帳地目は田、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては4月5日に、担当委員の小川委員と事務局吉田・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は雑種地化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第11号について私が担当委員になっていきますので説明いたします。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、雑種地化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔三谷晴喜委員〕

委任者の住所が申請書と委任状で住所が異なっているがこれはいいのか。

〔事務局書記〕

こちらについては申請書の方が現住所であり、委任状については前住所の記載になっており、記載に誤りがあると思いますので申請人の方に確認いたします。

〔議長〕

他にありませんか。

ないようですので、採決をいたします。議案第11号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第6、議案第12号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、まず資料についてですが、本日お配りしておりますA4・1枚の始末書につきましては、本案件の資料となりますので52ページの後ろに差し込みをお願いします。

資料の44ページをご覧ください。議案第12号については農地法第4条の転用案件となっております。農地転用案件は都道府県知事の許可が必要となっており、農業委員会の意見書を付して高知県に進達する必要がございますので、ご審議をよろしく願います。それでは説明に入ります。申請地は大豊町■■■■■■■■■■で、キャンプ場としての利用による転用です。詳細といたしましては、現在申請人が経営しているコテージにおいてキャンプをする土地が足りず、近くで管理しやすく、規模的にも適している当該農地にキャンプ場を造成するためです。

農地面積は1071㎡となっており転用面積も1071㎡となっています。

4月5日に申請人立会いのもと担当委員の三谷晴喜委員と事務局吉田・都築で現地を確認して参りました。

次に本委員会から高知県に提出する意見書の農地転用に関する許可基準からみた意見の項目について審議いたします。資料については本日お配りしてあります、農地法第4条の規定による許可申請書に係る意見書というものになります。

まず、1項の1項の農地の区分と転用目的ですが、当該農地は第2種農地です。キャンプ場造成にあたり、候補地として申請地が適地であると判断し、適当と考えます。第2項の資力及び信用については、資料にはつけておりませんが、通帳の写しは事務局にて確認しており、資力について問題ないと判断いたしました。

第3項については該当ありません。

第4項の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、計画性は妥当と考え、問題なしと考えます。

第5項の今回工事等は発生しないため該当ありません。

第6項の農地以外の土地の利用の見込みは該当ありません。

第7項の計画面積の妥当性については、今回の転用申請地は必要最低限の面積となっており、妥当と考えます。

第8項宅地の造成のみを目的とする場合については、該当しません。

第9項の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、問題ありません。

第10項については、今回一部転用ではないため該当ありません。

第11項の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況は、該当ありません。

都市計画法との関係については、本町はすべての土地が都市計画区域外となっており、ます。

農業振興地域整備計画との関係については、申請地は農業振興地域内であり、農用地区域ですが、除外が完了していますので問題ありません。

以上、許可要件に関して問題はないと考えます。この旨意見書を作成し、県に併せて進達してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第12号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、現地確認を行った結果、周囲の状況を踏まえて、今回の申請は妥当なものであると考えます。

また、農地法第4条の意見書について異論はなく、県に進達しても問題ないと考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原亜由美委員〕

標準装備の欄に25リットル給水タンク、22リットルの排水タンクとあるが、3リッ

トル分排水タンクが入らないと思うが、排水については大丈夫なのか。

〔事務局書記〕

こちらについては排水計画にもありますとおり、キャンピングカー内で処理をするということを申請者の方から聞き取りを行っており、排水については問題ないと判断いたしました。

〔原亜由美委員〕

前のページにキャンピングトレーラー代が100万円と書いていたが、57ページには457万円と書かれているが、これは中古で購入するとして、100万円で買えるのでしょうか。

〔事務局書記〕

はい。こちらについても申請者に聞き取りを行っており、中古の物を100万円で購入するということです。

〔原亜由美委員〕

では、この資料は質問される材料となってしまうため、つけない方がいいのではないのでしょうか。

キャンピングトレーラーは置いたらそこから動かさないのか。

〔事務局書記〕

こちらを添付している理由といたしまして、全長・全幅・全高が記載されており、根拠の資料となるため、つけているものであり、価格などについては61ページの意見書に記入しておりますのでこの資料については問題ないと思います。

キャンピングトレーラーにおいても設置したら動かさないということを申請者の方から聞き取りを行っています。

〔原亜由美委員〕

わかりました。

〔議長〕

他にありませんか。

ないようですので、採決をいたします。議案第12号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第7、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきましては、 が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条に議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族もしくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、 委員に一度ご退場していただき、本案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは、 委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

（ 委員退場）

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の22ページをご覧ください。新規2件について一括で説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退場している[]委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

それでは[]委員を正会に復帰させます。

(事務局が[]委員を呼びに行き、正会に復帰)

次に、日程第8その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回5月総会の日程については、5月22日(水)10時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和6年第4回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 10 番 _____

署名委員 1 番 _____